



## 法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして 企業の発展を支援し  
地域の振興に寄与し 国と社会の繁栄に貢献する 経営者の団体である。





会員の皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。法人会の事業活動に對しましては平素より格別なるご支援とご高配を賜り誠にありがとうございます。

本年6月16日開催の第12回通常総会において任期満了に伴い役員改選が行われました。出席者全員のご推挙により、平成23年6月に関川会長の公認として選任されから7期目となります会長に選出されました。3名の理事退任と同時に2名の方を新たに理事にお迎えし、30名の役員一同心を新たにこれから2年間会員の皆様のため、法人会のため、そして地域社会のため全力で取り組んでまいる所存でございますので、なお一層のご支援、ご指導をお願い申し上げます。

令和5年度税制改正スローガンは「ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税財政改革の実現」「適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立」「厳しい経営環境を踏まえ、中小企業の活性化に資する税制」「中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設」以上4点でした。ま

にとつて重大かつ深刻な課題を投げかけています。世界中で起こる激動の出来事が、私達の使命と責任を一層重くするばかりではなく、機動的で結束力のある対応が求められると自覚しております。

国内においては、経済、環境、社会問題等多岐にわたる課題が顕在化しており、その解決に向けた取り組みが急務となっています。我々は時代の変化を先取りし、公平で健全な税制の実現を目指すという理念に基づく使命を果たすため、さらなる進化と挑戦が不可欠です。会員企業の意見や要望を反映しながら税のあるべき姿や将来像を見据えて、政府や政党、国会議員、首長などに対して毎年税制改正に関する提言を行っています。

令和5年度税制改正スローガンは「ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税財政改革の実現」「適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立」「厳しい経営環境を踏まえ、中小企業の活性化に資する税制」「中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設」以上4点でした。ま

た令和6年度税制改正に関する提言も全法連理事会において議決されましたので引き続き新たな提言活動を行つてまいります。

令和5年10月から消費税インボイス制度が始まりました。インボイス制度のみならず税を取り巻く環境は日々変化しており、改正の趣旨や方向性を十分理解した上で経営に当たることは極めて重要です。法人会は今後も本旨たる税務研修会を中心とした各種研修会の開催、様々な経営情報のタイ

ムリーな提供等々に努め、会員にとつて魅力ある法人会を目指してまいります。新発田法人会は厳しい現状を前向きな展望へと変えてゆくキープレーヤーとしての役割を担っています。共に未来を切り拓き、持続可能な社会の構築を目指す中で、連携強化と知恵の結集は欠かせないものとなります。私たちは協力と調和の精神に基づき、知見と経験を共有しながら、地域社会への貢献と変革を推進してまいります。

結びにあたり、会員企業の益々のご発展とご清栄を祈念するとともに、法人会事業活動に積極的にご参加くださいますようにお願い申し上げ、ご挨拶とさせて頂きます。

## ごあいさつ



新発田税務署長  
くまのまとう  
熊埜御堂 弦一  
げんいち

公益社団法人新発田法人会の皆様方には、日頃より税務行政の円滑な運営について、深いご理解とご協力を賜つており、厚くお礼申し上げます。

この度の人事異動により、新発田税務署長を拝命いたしました熊埜御堂と申します。関東信越国税局の営繕管理官より転任してまいりました。

私は埼玉県春日部市の出身で、新潟県での勤務は初めてになりますが、歴史や自然に恵まれた魅力あふれる当地で勤務できることを大変光栄に感じております。

法人会の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動が制限される状況下であつたにもかかわらず、日頃から正しい税知識の普及や納税意識の高揚を図るため各種研修会等を開催し、小学生を対象とした租税教室においては、役員の方々が講師を務め実施していた

だくなど、租税啓発活動に積極的に取り組まれるほか、社会貢献活動等様々な事業を展開しております。

このような積極的に活動される姿勢は、税務行政に携わる私どもいたしましては誠に心強い限りであり、これもひとえに小島会長をはじめ役員並びに会員の皆様の深いご理解と並々ならぬご尽力の賜物であると考えております。心から敬意を表する次第であります。

近年、新型コロナウイルス感染症への対応も相まって、税を含む分野でデジタルの活用が急速に広まっております。

税務においてデジタルの活用が広まることは、税務手続きの簡便化だけではなく、単純誤りの防止による正確性の向上や業務の効率化による生産性の向上等にもつながることが期待されます。また、国税当局としても、事務処理コストの削減や効率化、得られたデータの活用等を通じて、更なる課税・徴収事務の効率化・高度化を進められるものと考えております。

今後、アフターコロナの時代に移る中でも、こうした意義のある税務行政のデジタル・トランسفォーメーション（DX）を更に前に進めていくため、本年6月には、

国税庁から一昨年に公表された「税務行政の将来像20」を改定した「税務行政のデジタル・トランسفォーメーション—税務行政の将来像2023」が公表されました。

従前の「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収事務の効率化・高度化等」に、新たに「事業者のデジタル化促進」を加えた3つの柱に基づいて、施策を進めていくこととしております。

また、皆様もご承知のとおり、本年10月から消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されました。国税庁におきましては、制度の円滑な開始に向けて、登録要否についての個別相談や各種説明会・研修会への講師派遣等の対応を行つてまいりました。制度開始後も引き続き、こうした取組を継続してまいりますので、会員の皆様が同制度を十分に理解していただけますよう、ご支援・ご協力をお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人新発田法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝、会員企業の事業のご繁栄を祈念申し上げまして、私の着任のあいさつとさせていただきます。

## 第12回 通常総会を開催しました

令和5年6月16日、割烹北辰館において第12回通常総会を開催しました。

会員総数798社、当日出席552社（委任状による出席513社含む）、役員出席18名でした。

第1号議案 「令和4年度決算報告承認の件」は満場一致で承認されました。

第2号議案 役員改選が行われ、新たに30名の役員が満場一致で選任されました。

報告事項 理事会承認事項の (1)令和4年度事業報告 (2)令和5年度事業計画 (3)令和5年度収支予算  
が報告されました。

来賓 新発田税務署から伊藤署長はじめ3名のご臨席をいただき、伊藤署長からはご祝辞を賜りました。総会終了後直ちに開かれた理事会において、小島会長と3名の副会長が選任され、それぞれ就任を承諾しました。新役員名簿は5ページに記載しています。また、議案書は当会ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。



## 表彰おめでとうございます

全国法人会総連合	会長表彰	理事	林 文穂
新潟県法人会連合会	会長表彰	理事	須貝 嘉勝
		理事	小野 和英
新発田法人会	会長感謝状	前理事	小林 豊男
	会長感謝状	前理事	星野奈奈恵

(順不同・敬称略)



## 新規入会会員

法人名	代表者	住 所	紹介者
(有)シーテック	新保 義和	新発田市中曾根町	ファイナンシャルアライアンス(株)鶴巻 竜輔
(株)神山工業所	千原 洋介	阿賀野市沖ノ館	保険のあんな 岩崎
TOTALREPAIR TM	目黒 智哉	五泉市城下	大同生命 大島 薫
(有)伊藤鉄筋工業	若槻 美一	聖籠町二本松	理事 佐藤 敦子
新成工業(株)	宮澤 大樹	聖籠町網代浜	事務局
(株)阿部外装	阿部 忍	新発田市三日市	大同生命 須藤 敏子
合同会社おおさわ	大澤 和子	新発田市舟入町	大同生命 渡会 元

(順不同・敬称略)

## 令和5年度 役員名簿

役職	氏名	法人名	委員会	役職	氏名	法人名	委員会
会長	小島 啓一	(株)こじまホールディングス		理事	井上 紗子	安田建設(株)	厚生
副会長	天木 義人	(株)天木セメント瓦工場	総務(長)	理事	下村 栄	下村車両工業(株)	厚生
副会長	松永 温	松永商材(株)	総務	理事	渡辺 正弘	(株)渡正	厚生
副会長	小林 和也	横山工業(株)	税制(長)	理事	中野 康平	(有)中野土木工業	厚生
理事	小林 郁夫	(有)コトヨ醤油醸造元	総務	理事	小柳 将和	小柳労務コンサルティング	組織
理事	関口眞佐徳	(株)関口商店	厚生	理事	延本龍太郎	(株)延本石油	組織(副)
理事	林 文穂	(株)林組	総務	理事	岸 俊宏	菊水酒造(株)	事業広報
理事	佐藤 茂之	(有)魚勝	税制	理事	上松 昭浩	(株)ライズビル	事業広報
理事	佐藤 敦子	(株)サトウ	事業広報(長)	理事	高橋 敏幸	岩村養鶏(株)	税制(副)
理事	池田 昌祥	(株)池田	厚生(長)	理事	高松 利樹	高松機工(株)	組織
理事	小柳 秀樹	小柳産業(株)	組織(長)	理事	坂詰 直樹	(株)坂詰組	組織
理事	富岡フジ子	(株)C.S.U	総務(副)	理事	高橋 秀子	胎内電設工業(株)	事業広報
理事	武田 真	(株)武田不動産	総務	理事	間藤 秀一	(株)マト一	税制
理事	須貝 嘉勝	(株)須貝印刷	事業広報(副)	監事	廣岡 信行	(株)北辰館	
理事	小野 和英	(株)小野工務店	厚生(副)	監事	久世 正隆	(有)乙まんじゅうや	

## 退任された役員 長い間お疲れさまでした

役職	氏名	法人名
理事	小林 豊男	(有)北日本損害保険センター
理事	阿彦 健	菖栄ライフ(株)
理事	星野奈奈恵	日星工業(株)

## 令和5年度 青年部 役員名簿

役職	氏名	法人名	支部名	役職	氏名	法人名	支部名
部長	間藤 秀一	(株)マト一	新発田	顧問	池田 昌祥	(株)池田	新発田
副部長	延本龍太郎	延本石油(株)	胎内	顧問	下村 栄	下村車輌工業(株)	新発田
副部長	小林 和也	横山工業(株)	阿賀野				

## 令和5年度 女性部 役員名簿

役職	氏名	法人名	支部名	役職	氏名	法人名	支部名
部長	樋口 智子	(株)ホテル清風苑	新発田	理事	相馬由美子	(有)相馬電機	新発田
副部長	星野奈奈恵	(株)日星工業	新発田	理事	高橋 秀子	胎内電設工業(株)	胎内
副部長	橋本日登美	信越建設工業(株)	新発田	理事	佐藤 優子	(有)魚勝	阿賀野
理事	片山 泉	(株)片山商店	阿賀野	相談役	井上 紗子	安田建設(株)	阿賀野
理事	秋山 イク	(有)アサヒ興産	阿賀野	相談役	富岡フジ子	(株)C. S. U	新発田
理事	野澤 範子	(株)野澤建材	胎内	相談役	野澤富士子	(株)のざわスタジオ	胎内
理事	下條みき子	安田電気工事(株)	阿賀野	相談役	佐藤 敦子	(株)サトウ	阿賀野

# 令和5年度 事業進捗報告

日付	事業・会議名	内 容	会 場	参加人数
4月6日	決算期別説明会	2・3・4月決算説明会 決算・申告にあたっての留意事項 イータックスの推進について	イクネスしばた	40
5月16日	租税教室	小学6年生を対象とした租税教室 講師:青年部3名	聖籠町立山倉小学校	54
5月19日	会計監査	令和4年度会計監査	久世監事 自宅	3
5月19日	租税教室	小学校6年生を対象にした租税教室 講師:女性部3名	胎内市立黒川小学校	34
5月22日	第1回女性部役員会	(1)事業報告会の日程・提出議案について (2)講演会について (3)任期改選について (4)その他	北辰館	6
5月24日	租税教室	小学校6年生を対象にした租税教室 講師:女性部各3名	阿賀野市立堀越小学校	48
5月26日	第1回総務委員会	(1)令和4年度事業報告について (2)令和4年度決算承認について (3)令和5年度通常総会の提案議案について (4)その他	志まや	3
5月26日	第1回理事会	決議事項 (1)令和4年度事業報告並びに決算報告承認の件 (2)令和5年度の通常総会の提案議案について (3)役員の改選について (4)功労者表彰について (5)新規入会会員の承認について (6)その他 報告事項 (1)代表理事の職務執行状況について (2)その他	志まや	19
6月1日	決算期別説明会	5・6・7月決算説明会 決算・申告にあたっての留意事項 イータックスについての説明	イクネスしばた	34
6月16日	第12回通常総会	決議事項 (1)令和4年度決算報告承認の件 (2)役員改選の件 (3)その他 報告事項 (1)理事会承認事項 ①令和4年度事業報告 ②令和5年度事業計画 ③令和5年度取支予算 (2)その他	北辰館	552 実(39) 委(513)
6月16日	第2回理事会	決議事項 (1)会長(代表理事)選任の件 (2)副会長選任の件	北辰館	20
6月16日	税務研修会	知っていますか?税金の種類 講師:新発田税務署 署長 伊藤信一様	北辰館	53
7月6日	第12回女性部事業報告会	(1)第12回事業報告並びに事業計画(案) (2)役員の改選 (3)その他	清風苑	28
7月7日	租税教室	小学5・6年生を対象にした租税教室 講師:青年部1名	新発田市立米子小学校	22
7月18日	租税教育用小冊子配布	新発田税務署管内小学6年生全員 31校 1,522人に租税教育用小冊子「おじいさんの赤いっぽ」配布	管内の小学校	2
8月24日	決算期別説明会	8・9・10月決算説明会 午前・午後 決算・申告にあたっての留意事項 法人税改正の概要 インボイス制度の理解 電子帳簿保存法の内容改正について	イクネスしばた	37
9月5日	女性部役員会	(1)視察研修について (2)社会貢献活動について (3)県連女性部会連絡協議会合同セミナーについて (4)その他	志まや	12
9月11日	租税教室	小学6年生を対象にした租税教室 講師:青年部・女性部2名	阿賀野市立安田小学校	55
9月25日	青年部事業報告会	(1)令和4年度事業報告承認の件 (2)令和5年度事業計画(案)承認の件 (3)その他	金子屋別館	21
9月25日	福利厚生推進研修会	講師:大同生命(株) 土方康平 様 (株)ベルダン 松田優子 様	金子屋別館	21
9月29日	第3回理事会	決議事項 (1)令和5年度事業進捗状況について (2)会員増強について (3)その他 報告事項 (1)代表理事の職務執行状況について (2)その他	志まや	19

令和5年4月7日(金) 社会貢献活動にて

会員、一般の方々よりご寄付いただいたタオル1,254枚を胎内市社会福祉協議会へ寄贈いたしました。



## インボイス発行事業者でない事業者との取引について

(経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答)

**税理士 手嶋 浩明**

リサ 令和5年10月1日から消費税免除できません。

リサ インボイス制度が始まりました。インボイス発行事業者でない事業者との取引をした場合は、どのような影響があるのでしょうか。

サキ先生 インボイスは、Tで始まる数字13桁の登録番号や商品ごとの税率（8%か10%）等を明記した請求書等で、買手の事業者が納める消費税を計算する際に、売上に係る消費税から仕入れに係る消費税を控除するためになります。ただし、インボイスを発行できるのは、インボイス発行事業者の登録をした消費税の課税事業者に限られます。したがって、インボイス発行事業者でない事業者が発行する請求書等に記載された消費税相当額は、事業者が消費税を計算する際に消費税として控

稅理士 手嶋 浩明 年間は、この事業者に支払った消費税相当額の80%は控除可能です。また、次の3年間は、消費税相当額の50%は控除可能となっています。

サキ先生 インボイス発行事業者でない事業者との取引により、消費税の負担が増えるのですね。

サキ先生 すべての事業者に影響があるかというと、そうではありません。簡易課税を選択している事業者は、納める消費税を計算する際に控

稅理士 手嶋 浩明 行事業者として課税事業者になつた場合、3年間（令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間が対象で、基準期間の課税売上高が1千万円を超える課税期間等を除く）は、負担軽減措置として、売上に係る消費税の2割を納税額とすることができます。

サキ先生 そうすると、免税事業者は、インボイス発行事業者になつた方が良いのでしょうか。

サキ先生 インボイス発行事業者と東京国税局査察部査察審理課、東京国税局管内の税務署において法人課税部門の審理担当として各法人会をサポート、などを経て、東京都中央区で税理士登録。互井敏勝税理士事務所に勤務。中小企業を中心に財務・税務サービスを行う。

消費税には影響しません。

リサ 免税事業者がインボイス発行事業者になつた場合、この事業者自身の消費税についても教えてください。

リサ 事業者になつた場合、この事業者自身の消費税についても教えてください。

サキ先生 事業者がインボイス発行事業者でない事業者に対し、取引価格の引下げなどを要請し、双方納得して消費税の納税義務が生じます。

リサ ただし、免税事業者がインボイス発行事業者として課税事業者になつた場合、3年間（令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間が対象で、基準期間の課税売上高が1千万円を超える課税期間等を除く）は、負担軽減措置として、売上に係る消費税の2割を納税額とすることができます。

リサ そうすると、免税事業者は、インボイス発行事業者になつた方が良いのでしょうか。

サキ先生 インボイス発行事業者と東京国税局査察部査察審理課、東京国税局管内の税務署において法人課税部門の審理担当として各法人会をサポート、などを経て、東京都中央区で税理士登録。互井敏勝税理士事務所に勤務。中小企業を中心に財務・税務サービスを行う。

リサ 事業者がインボイス発行事業者でない事業者に対して、取引価格の引下げなどを要請しても問題ありませんか？

## 小学校で租税教室を開催しました。

新発田法人会では、青年部・女性部が毎年管内の小学校や放課後児童クラブで租税教室を開催し、未来を担う子どもたちに税の意義や使途など正しい税知識を、小学生にもわかりやすく解説しています。



開催日	学校名	児童数	講師数
5月16日	聖籠町立山倉小学校	54	3
5月19日	胎内市立黒川小学校	34	3
5月24日	阿賀野市立堀越小学校	48	3
7月7日	新発田市立米子小学校	22	1
9月11日	阿賀野市立安田小学校	55	2



秋の絵はがきコンクール応募作品

# 税に強い経営者が次世代を支える!

法人会って、どんな団体?  
4分で法人会を知れる!  
スペシャルムービー公開中!

会員企業は  
70万社超!

法人会キャラクター  
けんた君

法人会とは?

1.企業と社会の発展を目指して国に税の提言!  
2.税の知識を経営の力!  
3.経営者の仲間ができる!

詳しくはWEBをご覧ください。  
<http://www.zenkuhojinjinkai.or.jp/>

# 法人会に入りませんか?

法人会は、税に関する活動で企業や社会に貢献します!

**法人会とは?**

70年を超える歴史をもつ、約75万社が加入する経営者の団体です。税のオピニオンリーダーとして、税の活動を中心企業の発展を支援しています。「税の知識が身につく」「人脈が広がる」「地域社会に貢献できる」などのメリットがあります。

**税の提言活動**

公平で健全な税制の実現を目指して、会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて、建設的な提言を行っています。法人会の提言活動は、法人税率の引き下げなど、中小企業の活性化に資する税制の構築に寄与しています。

**税と経営の研修**

税務署の講師や税理士による税務研修会、決算法人説明会、年末調整説明会など様々な研修会を開催しています。その他、各種セミナーや会員交流会などで、あらゆる業種の経営者と知り合うことができ、新しい仕事のつながりができる絶好のチャンスとなります。

**税の啓発活動**

女性部会が主体となり、小学生を対象に税をテーマとした絵はがきコンクール等を実施し、税の普及・啓発活動に取り組んでいます。また、企業の税務コンプライアンス向上のための取り組みとして、法人会自主点検チェックシートの活用を推奨しています。

**租税教育活動**

次代を担う児童・生徒の皆さんに、税がこの社会で果たしている役割の重要性を正しく理解し、関心を持っていたくため、租税教育用テキスト等の刊行や、法人会役員・青年部会員が「租税教室」を実施するなど、多彩な租税教育活動を展開しています。



## 円安・原材料高に不満の声

ジャーナリスト 海部 隆太郎

### 日本全体が3割引きの大キャンペーン中

とはいえた観光業にとって円安は、インバウンド需要を喚起するので悪い話ではない。かつて民主党政権時代に1ドル=70円台になったことが

ある。その当時、米国から出張してきた経営者をインタビューすると、「両替したら日本円があまりにも少ないので驚いた。今は日本に行くことを避けなければ」と話していたことを思い出す。展開が逆になつた現在は、外国人にとっては絶好のチャンス。これまでの為替レートに比べるとどうのうか。どうせ降ろすのだから早い方が、より被害が少ないはずだ。

日本の金融政策は、引き締めへの観測が出始めているが、それでも現状ではかたくなに緩和策を維持し続けている。日銀総裁が交代しても変化は見られず基本的に従来通り。円安基調はとどまるところを知らない。海外との金利差がますます広がり、円安基調はとどまるところを知らなかいのようだ。必然的に輸入原材料が高騰して物価を押し上げている。生活への影響を実感せざるを得ない。

先日会つた経営者は、金融緩和により融資では恩恵を受けたものの、今は昔の話だと強調する。「原材料、エネルギー価格の高騰は体力のない中小企業経営を直撃している」という。身勝手なロシア要因はあるが、やはり円安の影響は計り知れない。し、さらに加えて「学者は世間知らず。刻々と変化する社会の実態と、庶民の暮らしを分かつていない」と、

30年前になつてしまふが、日銀記者クラブに所属していたときの日銀総裁の定例会見では、毎回必ず某記者が「現在の為替動向をどうみるか」と同じ質問をしていたのを思い出す。総裁の答えは毎回同じで「ファンダメンタルズ（経済の基礎的条件）で決まるものであり、相場に影響をもたらすのでコメントしない」と話す。それ以上は記者も質問できずに終わるのが習わしだつた。今もそうなのか。ファンダメンタルズで為替レートは決まつていなさい。現在の円安は、内外の金利差があり、要因なのは明らかだ。早く、何とかしてほしいと願う経営者の声を聞いてみると、円安だから来たというよりは、日本の魅力にひかれてるからという答えが多く、円安だけがインバウンド需要をけん引しているとは思えない。

**【筆者紹介】**海部隆太郎（かいべ・りょうたろう）法政大学卒。日本工業新聞社、IT企業を中心とした執筆活動を展開する。

## 国税に関するご質問・ご相談は 国税庁ホームページで解決！



### ① チャットボット（ふたば）に質問する



#### 税務相談チャットボット

税に関する疑問でお困りの方、  
まずはチャットボットにお気軽にご相談ください。

スマートフォン等で  
右のコードから  
アクセスできます。



(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/chatbot/index.htm>)

### ② タックスアンサー（よくある税の質問）を利用する



#### よくある税の質問

#### タックスアンサー

スマートフォン等で  
右のコードからアクセス  
できます。



(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>)

## 国税庁ホームページで解決しない場合には、 「国税相談専用ダイヤル」へ電話

### ○ 国税相談専用ダイヤルのご案内

0570-00-5901 (国税相談専用ダイヤル) に電話をかける

受付時間：平日8:30～17:00（土日祝及び12月29日～1月3日を除く）

※令和5年11月1日からご利用できます。



音声案内に従い、相談する内容の番号を選択

- 「1」 所得税
- 「2」 源泉徴収、年末調整、支払調書
- 「3」 譲渡所得、相続税、贈与税、財産評価
- 「4」 法人税
- 「5」 消費税、印紙税
- 「6」 その他

※ 国税局電話相談センターの職員がお受けします